

備北ナカポツ だより

BIHOKU NAKAPOTSU NEWS
No. 41

令和6年
3月1日発行

●発行所／三次市十日市東三丁目14-1三次市福祉保健センター1F TEL.(0824)63-1896 FAX.(0824)63-1897
一般社団法人備北地域生活支援協会 備北障害者就業・生活支援センター
http://care-net.biz/34/bihoku-c/ E-mail/info@bihokucenter.com

「ナカポツ」は障害者就業・生活支援センターの通称名です。

車イスで 快適な旅行を



今年の4月から障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

そこで今回はこの法律ができる前から、車イスでの乗降ができるリフト付きの観光バスを導入されている「有限会社君田交通」を訪ねて、松尾宏代表取締役にお話を伺いました。



松尾 宏 代表取締役

有限会社君田交通について 教えてください。

昭和48年3月31日に私の父が会社を設立しました。設立当時は乗務員1名と保育所送迎バス1台でのスタートでした。その後、平成2年3月に「有限会社君田交通」として法人化し、私が代表取締役に就任しました。昨年が設立50周年という節目の年でした。現在では従業員20名とバス28台を所有する規模となっています。

会社の特徴は何かありますか。

当社の最大の特徴は「人の手と心で創る安全と満足」です。貸切バス事業者安全性評価認定最高の三ツ星を10年連続で獲得しています。

お客様の快適なバスの旅に同行する社員としてできる限りの心配りを行い、年齢や障害の有無にかかわらず、ひとりでも多くの方にバス旅行の楽しさを感じてもらいたい、そのために行える限りのことを行えるよう心掛けています。

県内で初めてリフト付きバスを導入された経緯を教えてください。

私が小学校4年生の時に父親が脳梗塞で半身不随になったことがひとつのきっかけです。父親がバス会社を始めたくのでした。気分転換に家族でよく出かけるようになっていきましたが、そのたびに車への乗り降りや移動が大変だった記憶があります。

障害があっても健常者と同じように思い出作りができることは大切であり、その手助けができればとの思いから平成13年に初めてリフト付きバスを導入しました。

リフト付きバスの利用状況を 教えてください。

導入当時、県内でリフト付きバスを保持しているバス会社は無く、県内各地の福祉施設や養護学校から利用の申し込みがありました。

6〜7年前に広島市内のバス会社がリフト付きバスを導入されてからは広島市内での運行は減りましたが、修学旅行時期などで県外から広島に連れてバスを利用される場合でリフト付きバスが足りないときは利用申し込みを受けることがあります。

また東京2020パラリンピック開催の際もリフト付きバスを東京へ持って行きました。

リフト付きバスの運転手には車イスの取り扱いやリフト操作の研修を行っています。



リフト付きバス

リフト付き大型観光バスについて 教えてください。

現在、当社では1台のリフト付きバスを保有しています。最新フォルムを誇る、ゆったりとした大型バスです。専用リフトは車イスの方々だけ
(次頁へつづく)

(前頁より)

でなく、足の状態が優れず、バスの乗降が困難な方にもご利用いただけます。

リフトで車イスに乗ったまま車内へ移動でき、車イスごと車内の器具使用で2台まで固定が可能です。特殊な車イスも可能です。

通常の利用でお客様定員45名。リフト利用の場合、車イス1台固定は定員41名、車イス2台固定は定員37名となります。



車イスのまま車内へ移動できます

リフト付きバスの運行で思い出に残っていることはありませんか。

ある養護学校の修学旅行で大阪に行った時の話です。当時、寝たきりであまり表情に変化のない生徒がいました。医師・看護師の同行必須で、各休憩所まで医療連携が取れるよう体制を整えたうえでの旅行でした。

初めはどうしてここまでして旅行に行くのか、自宅や学校でいつも通りにしていたほうがいいのではないかと

思っていました。しかし旅行終了の際にその子の笑顔が見られたので

同行していた看護師の方から「旅行はその場でしか感じることでできない体験（その場所の匂いや普段と違う食事、聞こえてくる音など）ができる貴重なもの」だと聞き、その時初めてこのために家族や関係者はこの子を旅行に連れて行きたかったのだと分かりました。

この経験は今も私の心の中に強く残っており、このような体験を障害あるなしに関わらず、多くの方にしてほしいと思っています。

【君田交通を訪問して】

バス旅行はただ目的地に行くだけでなく、その道中をみんなでワイワイ過ごしたり、普段見ることのない景色を何の心配もなくゆっくり眺めたりと、とても楽しいものです。養護学校の修学旅行の話をお聞きし、私たちは当たり前のようにバスに乗っていますが、それができない方もいて、みんなと同じように旅行することを諦めなければいけない方もいることに気づきました。

事業者による合理的配慮の提供が令和6年4月から義務となります。しかし中には物理的な理由や費用の面などから対応が難しいものもあるかと思いますが、これにより少しでも障害のある人だけが活動の制限を受けることのない社会になればと思います。

障害者差別解消法とは？

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定されました。

合理的配慮の提供とは？

事業者や行政機関等に障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うことです。

職場拝見

今回は、庄原市で総合体育館などを運営する庄原市総合サービス株式会社を訪ね、経理部部長の竹下さんにお話を伺いました。



経理部 竹下部長

庄原市総合サービス株式会社に ついて教えてください。

平成16年、庄原市全額出資の会社として設立して20年、公共施設の管理運営業務を主体に事業活動を行っています。当初32名の社員でスタートしましたが、受託業務の増加により、現在約190名が在職しており、市民のニーズに応じる質の高いサービスの提供を第一に円滑な事業運営を続けています。

庄原市総合サービス株式会社が 運営する施設について 教えてください。

市内3保育所（三日市・庄原北・総領）、総合体育館、一般廃棄物再生施設などの管理運営業務の他、放課後児童クラブや学校給食調理業務等を行っています。



庄原市総合体育館



庄原市総合サービス株式会社

障害者雇用の状況について教えてください。

現在、1名の障害者を雇用しています。総合体育館に所属しており、受付や電話応対などに従事しています。

障害者を雇用するきっかけは何でしたか？

当社では暫くの間、障害者法定雇用率を達成しておらず、当たり前のように障害者雇用納付金を納付していません。企業としての責務を果たしていない状況が続く中、社長の強い思いもあり、ハローワーク庄原に相談したところ、適切なアドバイスをいただくこともナカポツをご紹介いただきました。

障害者を雇用するまでの取り組みについて教えてください。

まずはハローワーク庄原に障害者雇用の相談をしました。障害者向けの求人を出しても企業に合った採用は困難な状況があり、どの職種なら就業可能か、仕事内容の洗い出しが必要であり、職場実習等で適性を判断し、求人票を出すことも可能である旨の助言をいただきました。

後日、ナカポツの方と調整を重ねながら職場体験の実施に向けて総合体育館の全社員に対して勉強会を開催しました。障害者雇用は法的に定められており、約半数の企業が法定雇用率を達成しています。市全額出資の会社として障害者雇用は急務であること、また障害者雇用には現場の理解・配慮が

不可欠であることを説明しました。「この仕事なら任せられる」「やってもらえれば助かる」を意識し、雇い入れに向けて関係機関と連携しながら進めている旨の説明を行いました。

ハローワークに相談して4か月後にマッチングが終わり、契約社員としてNさんを採用しました。

配慮されていることはありますか？

身体に障害がある方なので、椅子に座ったまま受付事務ができるよう、利用申請書等の配置変更や小型コピー機を新たに設置しました。また、体調が悪い場合には無理をせず休むよう促す等、体調面にも配慮しています。

Nさんの働きぶりはどうですか？

礼儀正しく丁寧な接遇のもと、一生懸命仕事に取り組んでいます。他の社員に対しても自らコミュニケーションをとっており、周囲の協力もあって体調面や業務適応等の不安が払拭しつつあります。

障害者を雇用してどのように感じてもらえますか？

身体的なハンディキャップがあるだけで、雇用条件面は他の契約社員と差異はなく特別視していません。雇い入れに際し、事務所内のレイアウトを変更したことにより動線が大きく確保され、他の社員にとっても安全で動きやすい職場環境となりました。違う

視点で物事を見ることが大切なことだと改めて気付かされました。

今後の障害者雇用の計画等があれば教えてください。

法定雇用率の達成如何もありませんが、他の職種についても仕事の洗い出しを行い、適材適所、障害者雇用が図られればと思います。

ナカポツに対する要望があれば教えてください。

入社後も定期訪問されるなど、障害者へのアフターフォロー（職場定着支援等）が実施されており心強く安心しております。引き続き、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

私たち 羽ばたいています！



Nさん

庄原市総合サービス(株)に就職したきっかけを教えてください。

庄原市内に転居して就職しようと考えていたところ、地域の相談員にナカポツを紹介してもらいました。最初に職場見学に行き実際に自分がする仕事の

説明を受けました。その後実習を経験して「やりたい！出来る！」という気持ちになって応募することになりました。

仕事の内容を教えてください。

主に受付業務に携わっています。電話対応や利用申請書の受付をしています。たまに催事の準備をすることもあります。

仕事をして楽しいこと、心がけていることはありますか？

お客様に対しては、丁寧な言葉使いと対応を心がけています。お客様から提出される書類は両手で受け取るようにしています。職場の職員さんとは仕事の話だけではなく、いろいろな話ができるのが楽しいです。

休日の過ごし方を教えてください。

きれい好きなので部屋の掃除には時間をかけています。一番の楽しみは好きな映画を見ることです。最近はいの花が咲く丘で君とまた出会えたら」を見て感動しました。

今後の目標があれば教えてください。

今の仕事を始めて半年くらいなので、仕事を頑張って生活を安定させたいと思っています。障害の特性で身体がしんどいときもあるので、リハビリなどで体調管理に気をつけたいと思います。

第4回 在職者交流会を開催しました



11月11日に東城町の東寿園を会場として、交流会を開催しました。

午前中は、2つのグループに分かれて、仕事のことや休日の過ごし方、趣味などについてフリートーキングで交流を深めました。

また、午後からは地元にある観光リンゴ園でリンゴ狩りを楽しみました。



障害者雇用企業等担当者交流会を開催しました

11月24日に広島障害者職業センターとの共催で、交流会を開催しました。

職業センターから「障害者の受け入れ及び雇用管理のポイントについて」をテーマに講話やDVDでの事例紹介がありました。

グループワークでは、雇用状況や実態について参加者での意見交換を行いました。

「企業の取組等情報の共有ができてよかった」「障害者の就業には障害の理解、障害を開示できる社会づくりが必要」などの感想をいただきました。



お知らせ

4月から法定雇用率が引き上げられます

現在の民間企業での障害者の法定雇用率は2.3%とされていますが、2024年4月から2.5%、2026年7月から2.7%へ段階的に引き上げられます。

これに伴い、障害者を1人雇用しなければならない事業主の範囲が、2024年4月から「従業員40人以上」、2026年7月から「従業員37.5人以上」へ広がることになります。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者（1級又は2級）、重度知的障害者（A又はA）について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

※令和5年4月1日から、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになっています。

センター活動実績

〈令和6年2月16日現在〉

●就職者数 490件 (H22年4月から累計)

●企業実習 351件 (H22年4月から累計)

業種

食品製造業、自動車部品製造業、
卸売・小売業、飲食業、サービス業、
医療・福祉、農業、公務

編集後記

昨年の5月に新型コロナウイルスの規制が緩和され、日常の生活が戻ってきました。

これまでの閉塞感から解放され、普通の生活のありがたさを改めて感じることができました。

「今年は良い年に…」と思っていた矢先、元旦には能登半島での震災があり、次の日には羽田空港での航空機事故など、不安な年明けとなりました。

世界では紛争が絶えず、国際情勢は不安定さを増しており、日本の周りも安全とは言えない雰囲気が出ています。

いつ何が起ころうともそれに対処できるための備えがとても大切だと思っ今日この頃です。